

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程及び京都大学における教員評価の実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条の規定及び国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第64条の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）の教職員（就業規則第2条第2項の規定に基づく<u>外国人教師及び招へい研究員並びに同条第4項の教職員を除く。</u>以下同じ。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における教員評価の実施に関する規程 (平成19年達示第71号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(教員評価の対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教員評価の対象となる者は、教授、准教授、講師、助教及び助手（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）により雇用される者）<u>並びに外国人教師（国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）により雇用される者）</u>のうち、前条の基準日を含めて1年以上雇用されている者とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条の規定及び国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第64条の規定に基づき、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）の教職員（就業規則第2条第2項の規定に基づく<u>招へい研究員及び同条第4項の教職員を除く。</u>以下同じ。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第20号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(教員評価の対象)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 教員評価の対象となる者は、教授、准教授、講師、助教及び助手（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）により雇用される者）のうち、前条の基準日を含めて1年以上雇用されている者とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和7年達示第20号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>